

津波避難ビル指定要件等について

静岡市総務局危機管理総室

1. 津波避難ビル指定要件

- (1) 津波避難対象地区内にあること。

現在の津波対策は、津波浸水想定区域を参考にし、一定の余裕を持たせた津波による浸水の発生が予想され、避難対策を推進する必要がある地域内とする。また、津波避難対象地区に隣接し、津波浸水想定区域から 200 m程度の距離にあること。

津波浸水想定区域とは「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」（平成 24 年 8 月 29 日内閣府公表）、「静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）」（平成 25 年 6 月 27 日公表）、「静岡県第 3 次地震被害想定（安政・東海地震）」（平成 13 年 5 月 30 日公表）の浸水域を重ね合わせた浸水域を表す。

なお「津波避難ビル整備事業費補助金」の対象は、浸水が想定される津波浸水想定区域内とし、今後の新想定（静岡県第 4 次地震被害想定以降のものをいう）により変更する。

- (2) 耐震診断により耐震安全性が確認されていること又は昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 20 条に規定する構造基準（以下「新耐震設計基準」という。）に準拠して建設された、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造または津波に対する安全性が確認されている鉄骨造の建築物であること。
- (3) 津波避難場所は、一定規模（50 m²程度）以上の面積を有し、かつ、想定される最大の浸水深を考慮した高さ（避難の基準となる水位）以上に位置しているものであること。
- (4) 想定される津波の到達時間内に避難できる範囲内に民家又は観光客が訪れる施設等があること。
- (5) 通り又は、一定の道路に面してスムーズな出入りができること。
- (6) 危険物を取り扱っていないこと。
- (7) 原則 24 時間避難が可能なこと。

- (8) その他、必要に応じ「津波避難ビル等に係るガイドライン（内閣府）」、「東日本大震災における津波による建築被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（国土交通省）（新ガイドライン）」の適合について考慮する。

2. 津波避難ビル指定の手続きについて

- (1) 避難ビル指定に関わる避難施設覚書の取り交わしを行います。
- (2) 避難ビル標識を設置し、近隣自主防災会周辺住民に周知します。

3. 指定後の対応について

- (1) 建物等の変化を把握するため、隔年で調査票を送付しますのでご協力ください。
- (2) 毎年3月の津波対策推進旬間において、地域の訓練にご協力いただくことがあります。